

議員の政務調査費に関する交付税算入について

(都道府県分)

- ・ 平成 13 年度から交付税に算入している。導入時、平成 11 年度の全国調査から団体数が一番多い支出額を基に算定した。
- ・ 平成 19 年度に「算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う新型交付税」制度（包括算定経費方式）が導入され、その一環として、政務調査費は包括算定経費の一部となり、政務調査費に対応する金額は明示していない。
- ・ 地方交付税は一般財源であり、積算内容を明示することによって「ひも付き」であるかのような誤解を与えないようにすることも包括算定経費方式を導入した理由である。

【参考】地方交付税（標準団体行政経費積算内容）

年度	区分	積算内容	金額(千円)
平成 13 年度	負担金、補助金及び交付金	政務調査費	152,000
↓			
平成 18 年度	負担金、補助金及び交付金	政務調査費	152,000
平成 19 年度 以降	(包括算定経費方式に変更したため積算内容は明示せず。)		

(市町村分)

- ・ 政務調査費は算入していない。
- ・ 法制化当時の状況として、全国で三分の一程度の団体しか実施していないので標準的な経費とは言えない、とされた。